

竹原市こども計画の変更について

1 概要

竹原市こども計画（令和7年3月策定）の第5章 教育・保育・子育て支援事業の見込と確保方策、2. 教育・保育事業及び地域こども・子育て支援事業の提供体制、
 (2) 地域こども・子育て支援事業の提供体制、㊟乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（計画書70ページ）を変更する。

2 変更理由

令和8年度から事業を開始することとなったため。

3 変更内容

【変更前】

㊟乳幼児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み					
市内全域	0	2	2	2	2
②確保方策	令和8年度の制度開始に向けた検討を行います。				
市内全域	0	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0

【変更後】

(延べ人数)

㊟乳幼児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込み					
0歳児	0	24	24	24	24
1歳児	0	24	24	24	24
2歳児	0	24	24	24	24
②確保方策	令和8年度から事業を実施します。				
0歳児	0	24	24	24	24
1歳児	0	24	24	24	24
2歳児	0	24	24	24	24
②-①	0	0	0	0	0